

令和2年度市民税・県民税

申告受付相談が始まります

▽問い合わせ先 税務課市民税係 ☎内線153・154

市では、2月3日(月)から3月16日(月)までの期間、令和2年度市民税・県民税申告受付相談を行います。

▽受付日程 9ページのとお

▽申告書が送付される人 令和2年1月1日現在、本市に住民登録している18歳以上の人で、前年度に本市で市民税・県民税の申告をした人(確定申告を除く)

※申告書が送付されていなくても、次に該当する人は申告をしてください。

■申告する必要がある人

- 令和2年1月1日現在、本市に住民登録しており、平成31年1月1日〜令和元年12月31日の1年間に営業(漁業を含む)・農業・不動産・山林・譲渡などの所得があった人
- 給与所得者のうち、勤務先で年末調整をしていない人
- 所得控除などの追加・変更がある人



■申告しなくてもよい人

- 所得税の確定申告(還付申告を含む)をした人
- 給与所得者のうち、勤務先で年末調整を済ませた人で、勤務先からの給与以外に所得がない人や、源泉徴収票に記載された所得控除に追加・訂正がない人
- 収入が公的年金のみで、源泉徴収票に記載された所得控除に追加・訂正がない人

公的年金などの受給者の皆さんへ

公的年金の収入金額が40万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は必要ありませんが、市民税・県民税の申告が必要です。

※各種控除を適用し、所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。

※「平成31年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を日本年金機構に提出していない人は、扶養控除などが適用されていない場合があります。

適用については、お手元の「公的年金等の源泉徴収票」を確認ください。

収入がなくても申告が必要な場合

平成31年(令和元年)中に収入がない場合でも、市民税・県民税申告をしていないと、国民健康保険税の軽減が受け

申告に必要な資料などを発行します

資料などを発行します

市では、申告の際に必要な税の領収書などを紛失した人に、次の資料を発行します。

▽発行できる資料 平成31年(令和元年)分の国民健康保険税、固定資産税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の「納付額のお知らせ」

・市役所本庁税務課
・三陸支所
・綾里・吉浜地域振興出張所



令和2年度市民税・県民税申告受付相談日程表

■臨時会場：2月3日(月)～14日(金) ※居住地でない地区でも申告できます

期日	会場	時間
2月3日(月)	立根生活改善センター	午前9時30分～正午
2月4日(火)	吉浜地区拠点センター	午前9時30分～午後3時
2月5日(水)	三陸公民館	午前9時30分～午後4時
2月6日(木)	三陸公民館	午前9時30分～正午
2月7日(金)	綾姫ホール	午前9時30分～午後4時
2月10日(月)	綾姫ホール	午前9時30分～正午
2月12日(水)	ふるさとセンター(末崎町)	午前9時30分～午後4時
2月13日(木)	ふるさとセンター(末崎町)	午前9時30分～正午
2月14日(金)	日頃市地区公民館	午前9時30分～正午

■本会場：2月17日(月)～3月16日(月)

期日	会場	時間
2月17日(月)～20日(木)	市役所本庁地階大会議室	午前9時～午後4時
2月21日(金)		午前9時～午後6時30分
2月25日(火)～2月27日(木)		午前9時～午後4時
2月28日(金)		午前9時～午後6時30分
3月2日(月)～5日(木)		午前9時～午後4時
3月6日(金)		午前9時～午後6時30分
3月8日(日)		午前9時～午後4時
3月9日(月)～13日(金)		午前9時～午後4時
3月16日(月)		午前9時～午後4時

※申告会場および申告受付日により、受付時間が異なりますので注意してください。

市民税・県民税の租税条約適用の手続きを忘れずに

租税条約とは、所得税、法人税、地方税の二重課税の回避や脱税防止のために、日本と相手国との間で特別に条約を定めたものをいい、相手国によってそれぞれ内容が異なります。

租税条約締結国からの留学生、事業修習者などで一定の要件を満たす場合は、所得税や市民税・県民税の一部が免除される場合があります。

市民税・県民税の免除を受けようとする場合は、市役所本庁税務課で手続きが必要です。

■市民税・県民税の免除手続き

▷提出書類

- 租税条約の規定による市民税・県民税免除に関する届出書(市ホームページからダウンロードできます)

- 税務署に提出した「租税条約に関する届出」の写し

▷提出期限 = 3月16日(月)【期限厳守】

▷その他

- 租税条約の対象期間中は、毎年手続きが必要です。手続きをしていない年は、市民税・県民税が免除されませんので、給与支払者の皆さんは注意してください。
- 租税条約の詳しい内容、所得税の免除を受けるための手続きは、国税庁ホームページをご覧ください。

▷問い合わせ先 = 税務課市民税係 ☎内線154



られなかったり、保育料の算定などに影響することがあります。

また、所得証明書などを発行するためには、申告が必要です。

※遺族年金、障害年金、失業給付などは非課税所得となりますが、これらの所得のみの方も申告が必要です。

▽提出方法

- 申告受付相談会場での提出
- 市役所などでの提出
- 提出先 市役所本庁税務課市民税係(7番窓口)、三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所
- 郵送での提出
- 送付先 税務課市民税係
- 提出期限 3月16日(月)

住宅借入金等特別控除と配当割額・株式等譲渡所得割額の控除の適用を受ける皆さんへ

これらの控除の適用を受ける場合は、申告が必要です。市民税・県民税の納税通知書が送達されるまでに申告がない場合は、控除が適用されませんので注意してください。



■申告書にはマイナンバーの記載が必要です

申告には、次のマイナンバーの記載された書類が必要です。

- 必要書類 マイナンバーカードまたは次の2点
 - 通知カードまたはマイナンバーが記載された住民票の写し
 - 運転免許証、公的医療保険の被保険者証など
- ※申告書を郵送で提出する場合は、これらの書類の写しを同封してください。

相談会場に次のものを忘れずに持参してください

- 給与や公的年金などの収入がある人 給与や公的年金などの源泉徴収票
- 営業、農業、不動産などの収入がある人 収入、経費が分かる明細書や領収書などの資料
- 各種控除の適用を受ける人 生命保険料の支払証明書など、各種控除を確認できる資料
- 印鑑(ゴム印は不可)
- 通帳など口座番号が確認できるもの
- 申告者と扶養親族のマイナンバー(個人番号)および申告者の本人確認書類